



大学生等応援給付金
給付事業について

図 学校教育課 教務係 ☎65・1149

桂川町では、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策として、「大学生等応援給付金給付事業」を左記のとおり実施しています。

【給付金額】一人あたり3万円

※給付金の支給を受けるには、本人からの申請が必要です。

【対象】○申請時に大学等に在籍していること

○基準日(令和3年4月1日)において、本人または保護者が桂川町に住民登録があり、引き続き申請日において、住民登録があること

○申請日において、年齢18歳以上

【給付金を受けられる大学等とは】
原則として、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4学年以上)、専修学校及び各種学校。ただし、修業年限が1年以上の過程であること。

【提出書類】

- ① 大学生等応援給付金支給申請書
- ② 令和3年4月1日以降に発行された在学証明書(原本)
- ③ 学生本人名義の金融機関等の通帳の写し
- ④ 保護者からの同意書(該当者のみ)。保護

コロナ感染症緊急支援対策

者が桂川町に住民票があり、本人が町外に住民票を置いている場合は、受給資格の確認のため保護者の住所等を公簿等で確認を行いますので、同意書が必要です。

※①の「申請書」及び④の「同意書」は、桂川町HPからダウンロードするか学校教育課窓口で取得してください。

※その他、必要に応じて、他の資料を求める事がありますので、ご了承ください。

【申請方法】申請書および添付書類を揃えて、原則として、郵便による申請をお願いします。

【申請期間】○郵便申請：令和3年7月31日(土)までの消印有効

○学校教育課窓口申請：令和3年7月30日(金)17時15分まで

《参考》

在籍する専修学校及び各種学校が対象となるかは、文部科学省ホームページから確認できます。

【検索ワード】

専修学校・各種学校一覧：文部科学省

検索

※この他にも該当する場合がありますので、学校教育課までご連絡ください。

お知らせ



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者
新型コロナウイルス感染症に伴う
傷病手当金の申請はお済みですか

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

【桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方】

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合(適用期間内で一定の要件*を満たした場合に限る)について傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日〜令和3年6月30日まで

※【要件】次の4つの要件をすべて満たす方

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること